**❐ 結核患者発生から医療費公費負担決定，患者票交付までの流れ**

結　核　患　者

医　療　機　関

医療費公費負担申請

(法37条，37条の2)

医師の届出(法12条)

保　　　健　　　所

積極的疫学調査(法15条)，結核登録票の作成(法53条の12)，「NESID」へ入力

　　　◆◆高感染性の場合◆◆　　　　　　　　　　　　　　　　　　◆◆低感染性の場合◆◆

意見

結核診査部会

（定例診査会時に報告）

就業制限(法18条)

入院勧告(法19条)[72時間以内]

患者面接，家庭訪問(法53条の14)

臨時結核診査部会（FAXによる診議）

又は

結核診査部会

諮問

意見を述べる機会の付与(法20条)

入院延長勧告(法20条第1項)[**30日**以内]

答申

・患者からの苦情申出

・患者からの退院請求

・**症状**の消失を確認

退院（入院勧告解除），就業制限解除

入院延長勧告(法20条第4項)[**30日**以内]

医療費公費負担の申請（結核患者の医療の内容等）

諮問

意見

結核診査部会での審議内容

　・就業制限通知の可否

　・入院勧告の可否

・入院期間延長の勧告の可否（継続の場合）

・結核患者の医療の内容

※繰り返し

答申

医療費公費負担の決定・患者票の交付